

なほ高齢者プラン策定と介護保険料の決定



なほ高齢者プランは、法律に基づき3年ごとに作成する計画です。新たに策定した「第8次なほ高齢者プラン」では、「**高齢者がいきいきと、支えあいのある地域の中で、安心して暮らせるまち**」の基本理念の実現に向け、令和3～5年度に取り組み施策と介護保険料などをとりまとめました。

那覇市の高齢者状況について(総人口は減少し、高齢者人口は増加する見込み)

本市の人口は、平成28(2016)年の32万3,993人をピークに減少に転じていますが、高齢者人口は増加傾向にあります。令和7(2025)年には団塊の世代が75歳以上となり、さらに令和22(2040)年には団塊ジュニア世代が65歳以上となるなど、今後も高齢化が進行し、高齢者の1人暮らしや認知症の増加、介護の担い手の確保などが課題となることが予想されています。

重点施策(本市の課題を解決するための取組として、特に重点的に取り組む施策)

- 重点施策①** 地域包括ケアシステムの進化・推進
高齢者が出来るだけ住みなれた地域で日常生活が送れるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援を包括的に行う地域包括ケアシステムの進化・推進に向けて取組みます。
- 重点施策②** 介護予防・重度化防止の推進
介護予防・重度化防止の推進を図るため、住民主体による介護予防活動の推進や健康づくり活動の推進を図ります。
- 重点施策③** 認知症の方やその家族を支える取組の推進
認知症の方やその家族を支援するため、相談等による本人及び家族への支援をはじめ、認知症ケアの充実等を図ります。
- 重点施策④** 適正な運営による介護保険事業の推進
介護保険事業の適正な運営に係る取組みとして、介護保険サービス事業所への指導・監査、レセプト点検の実施等により適正利用の促進を図ります。

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料

所得段階		月額(円)	年額(円)
第1段階	本人及び世帯全員が市民税非課税 ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人年金収入額等が80万円以下の者	3,438 (2,063)	41,256 (24,756)
第2段階	本人年金収入額等が80万円を超え120万円以下の者	5,157 (3,438)	61,884 (41,256)
第3段階	本人年金収入額等が120万円を超える者	5,157 (4,814)	61,884 (57,768)
第4段階	本人は市民税非課税だが、世帯員の中に市民税課税者がある	6,189円	74,268円
第5段階	本人年金収入額等が80万円を超える者	6,876円	82,512円
第6段階	本人が市民税課税	前年の合計所得が120万円未満の者	7,702円
第7段階		前年の合計所得が120万円以上210万円未満の者	8,595円
第8段階		前年の合計所得が210万円以上320万円未満の者	10,314円
第9段階		前年の合計所得が320万円以上400万円未満の者	11,002円
第10段階		前年の合計所得が400万円以上600万円未満の者	12,377円
第11段階		前年の合計所得が600万円以上1,000万円未満の者	14,440円
第12段階		前年の合計所得が1,000万円以上1,500万円未満の者	15,815円
第13段階		前年の合計所得が1,500万円以上2,000万円未満の者	16,503円
第14段階		前年の合計所得が2,000万円以上の者	17,190円

※第1段階から第3段階までの()内は、保険料軽減後の実費負担額

「第8次なほ高齢者プランでの施設整備について」

計画期間中に整備予定の施設については、令和3年度末から令和4年度にかけて公募を実施し、施設整備は令和5年度を予定しています。

地域密着型サービス名	実績値	計画値(新たに整備する数)
	令和元(2019)年度	令和3～5年度合計
特定施設入居者生活介護	6事業所	1事業所
定期巡回・臨時対応型訪問介護看護	2事業所	2事業所
認知症対応型共同生活介護	26ユニット※	4ユニット
地域密着型特定施設入居者生活介護	3事業所	1事業所
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	5事業所	5事業所
看護小規模多機能型居宅介護	2事業所	3事業所

※1ユニットは最大9名 注 計画値には、第7次からの繰越分は除いた整備数を表記

詳しい内容は市HP
ご確認ください。



お問い合わせ先

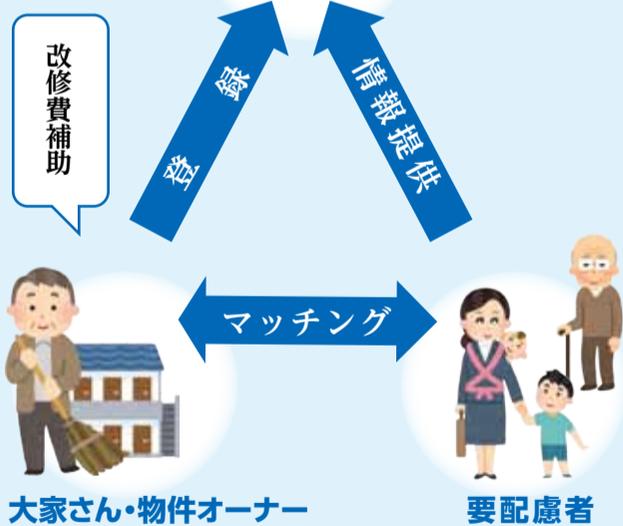
プランに関する事 ▶ チャーがんじゅう課 管理グループ
介護保険料に関する事 ▶ チャーがんじゅう課 保険料グループ
施設整備に関する事 ▶ チャーがんじゅう課 施設グループ

☎862-9010

住宅セーフティネット



那覇市まちなみ整備課



- セーフティネット住宅とは?
住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、登録した住宅です。
- 住宅確保要配慮者とは?
低所得者・高齢者・障がい者・子育て世帯など、住宅の確保に配慮を必要とする人たちです。
- 登録について
セーフティネット住宅として登録する際は、①登録住宅または②専用住宅のどちらかを選択できます。
- ①登録住宅
住宅確保要配慮者以外の方も入居可能。
- ②専用住宅
選択した範囲の住宅確保要配慮者のみ入居可能。
※登録するには、一定の要件を満たす必要があります。

- 登録のメリット①
登録した空き家・空き室は、専用ホームページに掲載され、広く周知することが出来ます。
- 登録のメリット②
専用住宅として登録した場合、改修工事費の3分の2(上限90万円/戸)の補助が受けられます。
- ※補助対象工事の例
・バリアフリー改修(床の段差解消、手すり設置、浴室及び便所の改良等)
・子育て世帯対応改修(クッション床への改修、ドアストッパーの設置等)
・耐震改修、など
- 申請方法
登録および改修工事費の補助の申請方法は、市ホームページに掲載しています。不明な点は、まちなみ整備課までお問い合わせください。



市HP

オーナー・
大家さん
必見

住宅セーフティネット制度

空き家・空き室を活用した社会貢献

まちなみ整備課
☎951・3235

制度を利用した
大家さんの声



(株)レキオス
住環境支援事業部
賃貸課 担当者
栗國 あづさ さん

- Q 所有する住宅を「セーフティネット住宅」として登録した理由は?
弊社では、これまでも住宅確保要配慮者の住まいの確保や安定居住に取り組んできました。その中で、新たなセーフティネットの仕組みには注目をしているため、まずは自社で活用しながら、この制度の普及にも取り組みたいと思います。
- Q 登録して良かったことは?
専用住宅として登録した場合、住宅の改修費補助を受けることができます。家主の負担が少なく、住宅確保にお困りの方向けに部屋を整えることができるのはありがたいです。
- Q 登録を検討している方へ一言お願いします。
A 制度や申請方法に関してよくわからない、と躊躇している方もいると思いますので、まずは市主催の説明会へ参加することや、窓口である「まちなみ整備課」へ問い合わせることをお勧めします。登録申請もインターネットから簡単にできるようになりました。せっかくの新たな制度も活用しないことには広がりませんし、より良く磨かれません。空き室を活用した社会貢献に、一緒に取り組んでみませんか。